



議案第144号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年12月10日

環境部 廃棄物減量推進課

1 改正内容

【1】定額制の料金区分の削除

【2】従量制料金の改定

(改定前)470円/36ℓ → (改定後)580円/36ℓ

施行期日 令和7年4月1日

改定前(現 行)

(6)し尿の収集及び運搬手数料	ア 一般世帯について月1回くみ取る場合(定額制)	人数制 1人につき 470円 特殊便槽基本料 1便槽につき215円
	イ アの方法によりがたい場合(従量制)	36リットルまでごとに470円

改定後(改定案)

(6)し尿の収集及び運搬手数料	36リットルまでごとに580円
-----------------	-----------------

2 改正の背景

(1) し尿処理施設の再編

本市では、令和3年12月末をもって南部衛生プラントでのし尿及び浄化槽汚泥の受入れをとりやめ、翌年1月から志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの2施設において、全市のし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。

(2) 財政負担の増加

し尿処理施設の再編に伴い、し尿等の収集運搬に係る財政負担が増加しています。（令和5年度決算額では約43百万円の増加）

し尿処理施設の集約化により、財政負担の削減効果（約1.2億円）がありましたが、これらは残る2施設の長寿命化に必要な投資（令和6年度当初予算額の約1.1億円）に充てることとしています。

2 改正の背景

(3) し尿の収集及び運搬手数料の改定

し尿の収集及び運搬に係る財政負担の増加への措置と、適切な受益者負担を勘案した見直しを講じるため、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第42条の規定並びに、大津市手数料見直し方針に基づいて、し尿の収集及び運搬手数料を改定するものです。

3 改正の理由

(1) 一般世帯に適用する定額制の区分を削除することについて

- ①公共下水道事業の推進並びに浄化槽の普及に伴い、便槽を備えた家屋が減少しており、収集運搬業務の効率化は期待できる状況にはありません。
- ②毎月、一定量をくみ取りする定額制は、従量制に比べ、さらに効率が低く、定額制を存続させる理由は既に失われています。
- ③現在は、定額制を適用して収集運搬する家屋はなく、すべての家屋は従量制による収集運搬としており、区分を削除することによる市民生活への影響はありません。

3 改正の理由

(2) 従量制料金の改定について

- ①し尿処理施設の再編後に生じている、し尿の収集運搬費と収集運搬手数料（歳入）との収支不足を勘案します。
- ②本市手数料見直し方針に定める激変緩和措置に関する水準に照らします。
- ③現行手数料である470円の約1.25倍の580円に改定します。

4 従量制料金改定の背景

(1) し尿処理施設の再編

	令和3年12月まで	令和4年1月以降
志賀衛生プラント	・志賀地域	・志賀地域 ・葛川学区～仰木学区
北部衛生プラント	・葛川学区～仰木学区 ・雄琴学区～唐崎学区	・雄琴学区～田上学区 ・上田上学区～瀬田北学区
南部衛生プラント	・滋賀学区～田上学区 ・上田上学区～瀬田北学区	・受け入れ終了

(2) 収集運搬業務の形態見直し（再編に伴い許可制の事業採算は困難に）

業務形態	令和3年12月まで	令和4年1月以降
委託 ・手数料は市に納入 ・事業者から委託料を支出	・志賀地域 ・葛川学区	・志賀地域 ・葛川学区～仰木学区 ・雄琴学区～田上学区 ・上田上学区～瀬田北学区
許可制 ・手数料は事業者の収入 ・市からの財政支出なし	・伊香立学区～仰木学区 ・雄琴学区～田上学区 ・上田上学区～瀬田北学区	

4 従量制料金改定の背景

(3) 収集運搬業務費の推移

	し尿処理施設再編前 (令和元年度)			し尿処理施設再編年度 (令和3年度)			し尿処理施設再編後 (令和5年度)		
	収集量 (kℓ)	歳入 (千円)	歳出 (千円)	収集量 (kℓ)	歳入 (千円)	歳出 (千円)	収集量 (kℓ)	歳入 (千円)	歳出 (千円)
委託	1,696	22,145	22,434	2,466	35,413	48,259	4,126	59,251	102,708
許可	2,905	35,084	35,084	3,142	43,449	43,449	0	0	0
計	4,601	57,229	57,518	5,608	78,862	91,708	4,126	59,251	102,708

※1 許可制区域について、市からの財政支出はありません。(許可業者による自主事業)

※2 令和4年1月から市全域で委託業務へ移行しています。

※3 令和5年度歳出(業務費)の増加原因は人件費及び燃料費等資材費の見直しです。

4 従量制料金改定の背景

(4) し尿収集運搬事業の収支不足（財政負担）の推移

年度	収支差引	収支割合
再編前（令和元年度）	△289千円	99.5%
再編年度（令和3年度）	△12,846千円	86.0%
再編後（令和5年度）	△43,457千円	57.7%

- ※1 委託業務費に係る歳入から歳出の差引額（財政負担）の推移
- ※2 令和4年1月から、事業は市全域で委託業務に移行
- ※3 財政負担の増加原因は、委託業務に携わる従事員に係る人件費、燃料費等の資材費の見直しによるものです

5 従量制料金の改定の考え方

直近（令和5年度決算）における収支不足の改善のために
適正な改定額を算定

令和5年度の収支不足額 約43,400千円

(1) すべて解消した場合の料金（現行の約1.72倍）

810円／36ℓ

(2) 市の手数料見直し方針に基づく激変緩和を
勘案した改定率を乗じた料金（現行の約1.25倍）

580円／36ℓ → 【今回改定額】